



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月6日火曜日 第2418号

◇ 目 次 ◇ 告 示

地域森林計画案の公表	1024
地域森林計画の変更案の公表（4件）	1024
公共測量の実施の通知	1024
土地改良区役員の就退任の届出	1024
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）	1025
道路の供用開始（県道新居浜港線）	1025
道路の供用開始（県道西条久万線）	1025
道路の供用開始（県道小田柳谷線）	1025

訓 令

愛媛県有財産管理推進本部規程	1026
----------------------	------

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	1027
ふく取扱者試験の施行	1027

告 示

○愛媛県告示第1318号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、
肱川地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、
当該地域森林計画の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業
課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1319号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、
中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定
により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万
高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1320号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、
東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定によ
り、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部森林林業
課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1321号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、

今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定
により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治
支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示
の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1322号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、
南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定によ
り、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業
課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1323号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共
測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中村時広

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1 作業種類 | 公共測量（基準点設置作業） |
| 2 作業期間 | 平成24年11月15日から
平成25年2月28日まで |
| 3 作業地域 | 松山市道後今市、道後一万、道後喜多町、道後町
一丁目、道後町二丁目 |

○愛媛県告示第1324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、
西条市国安土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があっ
た。

平成24年11月6日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤原武司	西条市高田635番地

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市船木字元船木甲4152番1	旧	メートル 9.6～12.7	キロメートル 0.079	
			新	12.7～17.6	0.079	

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市西の土居町一丁目乙161番1地先から 同市滝の宮町乙70番6まで	平成24年11月6日

○愛媛県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字榎原辛113番2から 同字辛109番12まで	平成24年11月6日

○愛媛県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3736番5	平成24年11月6日

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県県有財産管理推進本部規程を次のように定める。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県有財産管理推進本部規程

(設置)

第1条 県有財産の適切な管理を推進するため、愛媛県県有財産管理推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 県有財産の取得、管理及び処分 of 総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 県有財産の取得、管理及び処分に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他県有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部長の事務を取り扱う副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、総務部管理局総務管理課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、総務部管理局総務管理課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県県有財産管理規程(平成21年愛媛県訓令第7号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

- 1 総務部行財政改革局長
- 2 企画振興部管理局長
- 3 県民環境部管理局長
- 4 保健福祉部管理局長
- 5 経済労働部管理局長
- 6 農林水産部管理局長
- 7 土木部管理局長
- 8 教育委員会事務局管理部長
- 9 警察本部警務部長
- 10 公営企業管理局長

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月16日	特定非営利活動法人風花	森 一 哉	松山市来住町1458番地4	この法人は、高齢者に対し、地域の皆様の活力・能力を生かした多様な支援活動を展開するとともに、少子高齢化・核家族化社会を背景とした老人の認知症に関する様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うほか、保健・福祉・医療・社会教育・人権等様々な分野で活動している個人や団体とのネットワーク化を図ることにより、高齢者が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成24年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成24年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成25年2月13日（水）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成25年3月13日（水）午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成25年1月4日（金）から16日（水）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- 衛生法規
- 食品衛生学
- 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。